



賃上げ・人材確保のために

# 就業規則を見直しませんか？

例えばこんな時..

新たな手当を導入したい

従業員を育成したい

人材を確保したい

柔軟な働き方を応援したい

助成金を活用したい



補助上限額

10万円

補助率

2/3以内

## ▶ 補助対象事業者

県内に事業所を有する中小企業者（社会福祉法人、一般社団法人等を含む）

## ▶ 補助対象経費

社会保険労務士等が行う計画的な賃上げ・人材確保に向けた就業規則等の見直しおよびこれに係る調査に要する経費（消費税および地方消費税相当額は除く）

## ▶ 主な補助要件

- ・賃上げ・人材確保に向けた行動計画の作成
- ・改正後の就業規則等の従業員への周知
- ・滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業への登録

※「ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度」は、企業の自主的な取組の促進を図るため、誰もが働きやすい労働条件や職場環境の整備に積極的に取り組む企業を応援する県独自の制度です。



## ▶ 申請締切

第1回

令和6年3月13日(水)

第2回

令和6年5月31日(金)

第3回

令和6年7月31日(水)

第4回

令和6年9月30日(月)

※令和6年3月31日までの事業完了を予定している場合は、第1回が申請期限となります。

※予算額を超過した場合は、その時点で申請受付を終了します。

申請・問合せ先

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL:077-528-3697

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/336290.html>



詳しくは左記アドレスまたはQRコードから滋賀県ホームページをご覧ください。

## 想定される環境整備

### ▶賃上げ支援

#### ○従業員の所得向上を図るための措置

- ・ベースアップや新たな手当の創設に基づく就業規則等の改定
- ・正社員への転換制度の創設
- ・奨学金返還支援手当の創設(若者支援)
- ・高年齢者の雇用管理制度を整備(65歳以上の就業機会確保等)
- ・副業を容認する労務管理制度の整備 等

### ▶人材育成・リスキリング支援

#### ○リスキリング等従業員の能力向上を促進するための措置

- ・研修支援制度の整備
- ・体系的な研修制度の創設
- ・人事評価制度と連動した人材育成制度の導入 等

### ▶両立支援

#### ○出産、介護、病気等による離職を防止するための措置

- ・柔軟な働き方を実現するための措置  
(短時間勤務制度、テレワーク、始業時刻の変更、新たな休暇の付与 等)
- ・男性育児休業の取得を促進するための措置
- ・業務代替職員応援手当の創設  
(育児休業、介護休業、長期病気休暇、リスキリング等研修期間 等)

### ▶働き方改革・休み方改革支援

#### ○ワーク・ライフ・バランスを推進するための措置

- ・労働時間を削減するための措置  
(フレックスタイム制度、勤務間インターバル制度、労働時間管理制度 等)
- ・休日を増やすための措置  
(選択的週休3日制、勤務体制の変更による年間休日の増加 等)

## 活用が想定される国の助成金

### ▶賃上げ支援

- ・業務改善助成金
- ・キャリアアップ助成金



### ▶人材育成・リスキリング支援

- ・人材開発支援助成金

### ▶両立支援・働き方改革支援

- ・両立支援等助成金
- ・働き方改革推進助成金 など

厚生労働省HP  
事業主の方のための  
雇用関係助成金